

申立の種類：審査請求

不服申立日：平成30年 3月26日

諮問日：令和 2年 1月 8日

答申日：令和 2年 3月23日

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、処分庁安来市長（以下「処分庁」という。）が、滞納市税を徴収するため、審査請求人●●●●（以下「審査請求人」という。）に対して、平成30年12月17日付けで、審査請求人が××××に対して有する普通預金債権の差押処分及び換価代金配当処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分について信義則違反がある旨を主張し、本件処分の取消しを求める審査請求をした事案である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 固定資産税に関する通知等で名宛人が違うときがあり、自分とは関係がないと思っていた。
- (2) 処分庁の担当者が変わってから書類送付の際にこれまでのような連絡がなく、本件では書類送付の確認連絡がないまま差し押さえられた。前任の担当者は、書類送付の際に確認連絡があった。また、本件処分に関して、電話連絡をしない旨の説明がなかった。
- (3) 処分庁の担当者から滞納市税の振込口座の説明は受けたが、振込期日の説明は受けていない。
- (4) 上記の事情の下で、書類送付の確認連絡をしないまま本件処分を行うことは信義則に反する。

2 処分庁の主張

- (1) ▲▲▲▲（以下「▲▲」という。）を納税義務者とする固定資産税に関する通知において、名宛人氏名の表記に誤記が認められたことはあるが、本件処分に関する通知等に名宛人の誤記はない。

- (2) 本件処分に先立って書類送付確認のための電話連絡はしていないが、平成30年6月15日に納税誓約書の提出を受けた後、本件処分までの間に、審査請求人に対し、分割納付書(3回)、誓約履行催告書、差押予告書をそれぞれ送付している。
- (3) 本件処分に係る滞納市税の振込期日は、平成30年6月15日に納税誓約書の提出を受ける際に説明した。
- (4) 本件処分は、信義則違反に当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 前提事実(争いがないか、提出物件により認定できる事実)

- (1) 平成27年6月30日を最後に、審査請求人は処分庁に対して未納市税(市民税、固定資産税、国民健康保険税)の納付を行っていない(争いなし)。
- (2) 本件処分の対象となった未納市税の全てについて督促状が送付された(弁明書 資料1)。
- (3) 平成28年7月26日、審査請求人は、処分庁に対して電話による納税相談を行った(物件D)。
- (4) 平成30年6月15日、審査請求人は、処分庁税務課窓口において納税相談を行い、未納市税額について確認し、毎月末日に2万円ずつ納付することを約して、処分庁に対して納税誓約書を提出した(争いなし)。
- (5) 平成30年7月2日、同年8月1日及び同年9月8日、処分庁は、審査請求人に対して分納納付書を普通郵便にて送付した(物件G、H)。
- (6) 平成30年9月23日、処分庁は、審査請求人に対して誓約履行催告書を普通郵便にて送付した(物件I、J)。
- (7) 平成30年11月28日、処分庁は、審査請求人に対して差押予告書を普通郵便にて送付した(物件K、L)。
- (8) 平成30年12月17日、処分庁は、本件処分を行った(争いなし)。
- (9) 平成30年12月19日、処分庁は、審査請求人に対して差押調書及び配当計算書を特定記録郵便にて送付した(争いなし)。
- (10) 審査請求人の祖母である▲▲に対する固定資産税に関する通知(平成31年3月20日付け)において、代理納付人である審査請求人の氏名に「■■ ■■」との誤記があった(審査請求書 添付資料)。本件処分に関する文書については、名宛人の誤記はなかった(物件G、I、K)。
- (11) 処分庁は、請求人に対し、差押予告書を送付した旨の電話連絡を行わないで本件処分を行った(争いなし)。また、処分庁は、差押予告書

の送付について電話連絡が不要であることについて審査請求人に説明をしなかった（争いなし）。

(1 2) 本件処分の担当者の前任者は、審査請求人に対して、次のとおり電話連絡を行っていた（物件C）。

・審査請求人本人関係の電話

- ①平成18年12月28日 発信のみ、会話・留守電なし
- ②平成22年 9月12日 発信のみ、会話・留守電なし
- ③平成27年 9月30日 会話あり（書類送付先の確認）
- ④平成28年 3月11日 留守電（支払い約束の件。折返しの依頼）
- ⑤ 同年 3月17日 留守電（勤務先確認の件。折返しの依頼）
- ⑥ 同年 4月 6日 留守電（分割納付の件。折返しの依頼）
- ⑦ 同年 6月22日 留守電（書類送付先の件。折返しの依頼）
- ⑧ 同年 7月26日 会話あり（書類受取確認。状況確認）
- ⑨ 同年 8月25日 発信のみ、会話・留守電なし
- ⑩ 同年 8月30日 留守電（納税相談の件。来庁依頼）
- ⑪ 同年 9月 4日 留守電（納税相談の件。来庁依頼）
- ⑫平成29年10月 2日 発信のみ、会話・留守電なし
- ⑬平成30年 3月 7日 発信のみ、会話・留守電なし

・▲▲関係の電話

- ①平成26年12月 5日 会話あり（差押えの予告、口座振込の了承、延滞金の免除申出及び了承）
- ②平成27年 5月 2日 発信のみ、会話・留守電なし

2 争点

本件処分が信義則に反する違法な処分であったか

3 理由

(1) 法令等の規定

市民税、固定資産税及び国民健康保険税について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないものとされている（地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第1項、第373条第1項及び同法第728条第1項）。

なお、督促状を送付したこと及び差押予告書を送付したことについて、滞納者に確認連絡をすべき旨の規定はない。

(2) 審理員の判断

審査請求人は、事前の確認連絡なく差押えが実行されたことを争う趣旨であるから、平成30年12月17日付安税第602号による差押処分（以下「本件差押処分」という。）の違法性ないし不当性に絞って検討する。

ア 違法性の判断

（ア）判断の前提

本件において、審査請求人は平成27年6月30日を最後に滞納市税を支払っておらず、本件差押処分に係る滞納市税のいずれについても督促状が送付され10日が経過したのであるから、本件処分は、上記法令等の規定に違反するものではない。

もっとも、実務上は、即時に滞納処分を行うことなく任意の納付を促すことが一般的である。これは、滞納状態から差押えに至る一連の課程においてなされるものであるから、裁量処分たる差押えの一環であると考えられる。そして、裁量処分であっても、当該処分が為される事実関係のもとで、信義則上違法と判断される場合がある（最高裁判所平成6年（行ツ）183号同8年7月2日第3小法廷判決）。

そこで、本件においては、本件差押処分の一環として処分庁がとった任意の納付を促す方法により、同処分に信義則違反の違法が生じたかを検討する。

（イ）判断基準

差押処分の一環としての任意の納付を促す方法により同処分に信義則違反の違法が生じるか否かは、任意の納付を促す方法を原因として、差押えが実行されないとの信頼が滞納者に生じているにもかかわらず差押えが行われたか否かによって判断するのが相当である。もっとも、租税法律関係における信義則の適用については、納税者間の平等・公平という要請があることから、上記の信頼には、納税者間の平等・公平を犠牲にしてもなお信頼を保護しなければ正義に反するような特別の事情が必要であると解する（課税処分に関して、最高裁判所昭和60年（行ツ）第125号同62年10月30日第3小法廷判決）。

そこで、差押処分について信義則違反の違法が認められるためには、①処分庁が信頼の原因となる方法をとったこと（以下「要件①」という。）、②当該信頼に反して差押処分が行われたこと（以下「要件②」という。）、③滞納者が当該信頼をしたことについて滞納者に責めに帰すべき事由がないこと（以下「要件③」という。）、が必要

であると解する。

(ウ) 本件における判断

以上の判断基準を前提に審査請求人の主張を検討する。

- i まず、審査請求人は、固定資産税に関する通知等で名宛人が違うときがあり、本件処分は自分とは関係がないと思っていたと主張する。

仮に差押予告書その他の本件処分に関連する書類の名宛人が審査請求人と異なるものであれば、差押を実行されることを認識できない可能性があり、差押を実行されないとの信頼が生じうる。しかし、前提事実(10)のとおり、差押予告書その他の本件処分に関連する書類の名宛人については審査請求人の氏名が誤記なく記載されていたのであるから、要件①を充足しない。

- ii 次に、審査請求人は、処分庁の担当者が変わってから、書類送付の際にこれまでのような連絡がなく、本件処分についても書類送付の確認連絡がないまま差し押さえられた旨を主張する。

前任の担当者においては、前提事実(12)のとおり審査請求人に対して電話連絡を行っており、▲▲の滞納分について差押えの予告に相当する電話連絡を行ったことが認められる。この点において、差押処分の前には電話連絡が行われるとの信頼が生じうるから、要件①を充足する。そして、前提事実(11)のとおり、処分庁は、請求人に対し、差押予告書を送付した旨の電話連絡を行わないで本件処分を行ったものであるから、要件②の充足も認められる。しかし、電話連絡をしなかったとしても、審査請求人が差押予告書を確認すれば差押えの実施を認識することができたこと、電話連絡がなければ書類を確認できなかったという事情も認められないことに鑑みれば、電話連絡がないことをもって差押えが実行されないとの信頼をしたことについて、審査請求人の責めに帰すべき事由がなかったとはいえない。仮に書類送付の際には電話連絡があるとの信頼を有していたために書類確認を行わなかったとしても、処分庁から審査請求人に対して電話連絡が行われた内容は、書類送付先の確認、分割納付の確認、納税相談の来庁確認、が主であり、書類が届いたかを確認する連絡が行われたのは、15回の電話連絡のうち、平成28年7月26日の1回のみである。そうすると、書類送付の際に確認連絡があるとの信頼を有することは、審査請求人が処分庁に対して安易に過度の期待をした結果であると考えるのが相当

であり、責めに帰すべき事由がないとはいえない。したがって、要件③を充足しない。

また、審査請求人は、本件処分に関して、電話連絡をしない旨の説明がなかった旨についても主張する。しかし、そもそも電話連絡を必要とする事情が認められないのであるから、電話連絡をしない旨の説明をしなかったことが信頼の原因になるとはいえない。よって要件①を充足しない。

iii さらに、審査請求人は、本件処分に関して、滞納市税の振込口座の説明は受けたが、振込期日の説明は受けていない旨を主張する。

しかし、差押予告書には支払期限日が明記されているから、要件①を充足しない。

(エ) 小括

以上のとおり、違法性の判断において、審査請求人の主張はいずれも採用することができない。

イ 不当性の判断

続いて、本件差押処分の不当性（違法ではないが、公益適合的な選択であったといえるか否か）について判断する。

(ア) 判断基準

既に述べたとおり、差押処分は、強制的に徴収金を徴収する処分であり、まずは任意納付を促すのが通常の実務運用である。他方で、納税者の平等・公平という要請を考慮すれば、一定程度任意納付を促した結果、任意納付が為されないのであれば、差押処分に踏み切ることが公益適合的である。

そこで、差押処分の不当性を判断するに当たっては、差押処分の必要性（滞納期間、滞納額等を考慮し、納税者の平等・公平の観点から差押処分に至る必要があるか）及び差押処分の相当性（滞納者に任意の納付をさせるために必要十分な措置をとったにもかかわらず、任意の納付が期待し難いか）を当該事案において個別具体的に判断するのが相当である。

(イ) 本件における判断

本件差押処分の対象となった徴収金は、平成24年に賦課されたものをはじめとして、平成30年に至るまでの7年間にわたって滞納されたものである。未納額は、住民税、固定資産税、国民健康保険税を合わせて77期分、督促料を含め822,500円に上る。したがって、長期間にわたって高額の滞納が生じていることが認め

られ、納税者の平等・公平の観点からすれば、差押処分の必要性は十分に認められる。

また、処分庁は、地方税法上の差押処分の要件を満たすにもかかわらず、任意の納付を促す内容の電話連絡を平成28年以降で少なくとも5回試み、平成30年6月15日に納税誓約書を提出させ、その履行がなかったため同年9月23日に誓約履行催告書を送付する等、審査請求人に任意の納付をさせるために必要十分な措置をとったものと認められる。そして、このような措置にもかかわらず審査請求人は一切の納付を行わなかったものであるから、任意の納付が期待し難い状況にあると認められる。

以上により、差押処分の必要性及び相当性が認められるから、本件差押処分は公益適合的であり、不当な処分ではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

1 審理員による審理手続

本件審査請求に係る審査手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の違法性又は不当性に関する判断

(1) 前提事実

上記第3「審理員意見書の要旨」1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 本件処分の違法性

ア 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）は、市町村民税、固定資産税又は国民健康保険税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税、固定資産税又は国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村又は地方団体の徴税吏員は、当該市町村民税、固定資産税又は国民健康保険税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない旨規定している（法第331条第1項第1号、同第373条第1項第1号、同第728条第1項第1号）。

審査請求人は、平成27年6月30日以降、本件差押処分に係る市町村民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税（以下「本件滞納諸税」

という。)を納付していない。また、本件滞納諸税のすべてについて審査請求人に督促状が送付されており、かつ、各送付日から起算していずれも10日を経過しているのであるから、本件差押処分は上記各規定に違反するものではない。

イ この点、審査請求人は、①固定資産税に関する通知等で名宛人が違うときがあり、自分とは関係がないと思っていた、②処分庁の担当者が変わってから書類送付の際にこれまでのような連絡がなく、書類送付の確認連絡がないまま差し押さえられた、③担当者から本件滞納諸税の振込先口座の説明は受けたが、振込期日の説明は受けていない旨を述べて、本件差押処分は信義則に反する処分であると主張する。

確かに、本件差押処分のような行政上の法律関係においても、信義則の法理の適用により、当該処分を違法と判断することが一般的に否定されるものではない。

しかしながら、租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、信義則の法理の適用については慎重でなければならず、この法理の適用により滞納処分を違法として取り消すことができるのは、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお、当該処分を取り消して納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に限られるべきである。そして、このような特別の事情が存在するか否かの判断にあたっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対して信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、後にこの表示に反する処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の上記表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠なものというべきである(最高裁判所昭和60年(行ツ)第125号同62年10月30日第三小法廷判決・判例時報1262号91頁参照)。

ウ これを本件についてみると、第一に、①処分庁から審査請求人に宛てられた固定資産税に関する通知書の一部に誤記(氏名の表記の誤り)があった事実は認められるが、誤記のあった通知書は▲▲の滞納税に関するものであり、本件滞納諸税に関するものではない。他方で、本件差押処分に係る差押予告書、誓約履行催告書その他の通知書等に名宛人の誤記は認められない。そうである以上、審査請求人の指摘

する誤記の事実によって、処分庁が、審査請求人に対して、本件滞納諸税について滞納処分を行わないとの公的見解を表示したものということはできない。

第二に、②処分庁の前担当者が審査請求人に対して書類の受領確認を行ったのは、平成28年7月26日の1回のみである上、そもそも督促状や差押予告書等の送付に際し、当該書面の受領の有無を滞納者に確認するよう義務づける法律上の規定はない。そうである以上、過去に1回、処分庁の前担当者から書類の受領確認の連絡があったことをもって、処分庁がそのような連絡がない限り滞納処分を行わないとの公的見解を表示したものということはできない。

第三に、③振込期日を口頭で説明したか否かは審査請求人と処分庁との間に争いがあるものの（処分庁は口頭でも説明した旨主張する。）、いずれにしろ納税誓約書に支払期限日が明記されているのであるから、審査請求人の主張を前提にしたとしても、処分庁により本件滞納諸税について滞納処分を行わないとの公的見解が表示されたものということはできない。

エ したがって、本件差押処分は信義則に反する違法な処分ということとはできない。

(3) 本件処分の不当性

ア 本件差押処分が信義則に反する違法な処分にあたらぬことは上記のとおりであるが、他方で、審査請求人は本件差押処分が信義則に反する旨を述べるにとどまり、当該処分の違法性のみを争う趣旨であるか否かが明確ではない。そこで、以下ではなお、本件差押処分が不当な処分にあたるか否かという点についても検討を加える。

イ 差押処分について、それが事実の基礎を欠くか又は社会通念上著しく妥当性を欠き、差押財産の選択又は差押の時期に関する徴収職員の裁量権の範囲を逸脱し又は濫用してされたと認められる場合には、当該差押処分は違法な処分と判断すべきであり、また、違法であるとまではいえない場合であっても、徴収職員の裁量権の範囲内における当該差押処分に関する判断が、法制度の趣旨や目的に照らして不合理なものと認められる場合には、当該差押処分は不当な処分と判断されることがあるものと解するのが相当である。

ここで、地方団体における滞納処分とは、地方団体の徴収金が納期限までに完納されないときに、その債権の履行を強制的に実現するための一連の手續であり、納税者の財産をもって地方団体の徴収金に充てることを目的とするものである。地方団体の徴収金は金銭債

権であるから、上記目的を達成するためには、納税者の財産を換価し、その換価代金を地方団体の徴収金に充てることが必要となる。この換価の前提として、納税者の財産を保全するため、納税者の特定の財産について処分を禁止するのが差押処分であり、当該処分は納税者の意思に関わりなく強制的に行われるものである。

既に述べたとおり、督促を受けた滞納者が、督促に係る地方団体の徴収金をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は滞納者の徴収金につき滞納者の財産を差し押さえなければならない。その一方で、地方団体の徴収金は、滞納となった場合でも自主的に納付されるのが望ましい。また、差押えの前提として差押可能な財産の有無等についての調査が必要である上、大量かつ反復的に発生する滞納事案のすべてについて、督促を発した日から起算して10日を経過した日後、直ちに差押えを行うことは実際上も困難である。

そうすると、国税徴収法（昭和34年法律第147号。法第331条第6項により、地方団体の徴収金の滞納処分は国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされている。）は、個々の滞納事案における自主納付の見込みや保全措置の必要性等についての認定及び判断を徴収職員の合理的な裁量に委ねた上で、滞納となった地方団体の徴収金に係る債権を確実に徴収するために、徴収職員に対し、差押えの必要があるときは早期に滞納者の財産を保全することを求めたものと解される。したがって、差押処分の時期についても徴収職員の裁量に委ねられているものと解され、差押処分の直後に、滞納していた地方団体の徴収金が完納されることが確実であったなどの特段の事情がない限り、当該差押処分を不当ということはできないと解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、本件滞納諸税は、平成24年から平成30年までの7年間にわたって滞納されたものであり、その額は77期分合計82万2500円（督促料を含む。）に及んでいる。

また、処分庁はこれまで審査請求人に対して合計13回架電している上、平成28年以降に限っても、滞納諸税の任意の納付を促す内容の電話連絡を少なくとも5回試みているにもかかわらず、審査請求人と処分庁の担当者とは直接会話できた回数はわずか2回にすぎず、上記担当者からの度重なる折り返し連絡の依頼に審査請求人が誠実に応えていないことが窺われる。

さらに、審査請求人は、平成30年6月15日に納税誓約書を提出

している一方で、上記誓約書にしたがった任意の納付を一切行わず、処分庁が同年9月23日に誓約履行催告書を、同年11月28日に差押予告書をそれぞれ送付した後も、本件滞納諸税を納付することはなく、処分庁に対する何らの連絡も行っていない。

以上の事情を踏まえると、本件においては、任意の納付を求める方法により本件滞納諸税が速やかに完納される可能性は著しく低かったものといわざるを得ず、審査請求人の財産を早期に保全する必要性があったと認められる。そうである以上、本件差押処分に係る処分庁の裁量権に基づく判断が差押処分の趣旨及び目的に反して不合理であったということとはできない。

エ なお、審査請求人は、固定資産税に関する通知等で名宛人が違うときがあり、自分とは関係がないと思っていたと主張するが、誤記のあった通知書は本件滞納諸税に関するものではなく、本件差押処分に係る通知書等に名宛人の誤記は認められないのであるから、上記の主張は本件差押処分を不当とする理由にはならない。

また、審査請求人は、処分庁の担当者が変わってから書類送付の際にこれまでのような連絡がなく、書類送付の確認連絡がないまま差し押さえられたと主張するが、処分庁の前担当者が審査請求人に対して書類の受領確認を行ったのは平成28年7月26日の1回のみである上、審査請求人は納付誓約書を提出した後も任意の納付を一切行っていないのであるから、財産保全という差押処分の趣旨及び目的に照らしても、上記の主張は本件差押処分を不当とする理由にはならない。

さらに、審査請求人は、担当者から本件滞納諸税の振込期日の説明は受けていないと主張するが、納税誓約書には支払期限日が明記されているため、本件差押処分を不当とする理由にはならない。

(4) 小括

したがって、本件差押処分は適法かつ妥当であるから、審査請求人の主張には理由がない。

第5 結論

以上に検討したとおり、本件審査請求には理由がないから棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

以上